

平成18年第2回葛城市議会定例会会議録（第1日目）

1. 開会及び散会 平成18年6月14日 午前10時00分 開会  
平成18年6月14日 午前11時49分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員18名
- |     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 山下 和 弥  | 2番  | 朝 岡 佐一郎 |
| 3番  | 西 井 覚   | 4番  | 藤井本 浩   |
| 5番  | 吉 村 優 子 | 6番  | 阿 古 和 彦 |
| 7番  | 川 辺 順 一 | 8番  | 川 西 茂 一 |
| 9番  | 寺 田 惣 一 | 10番 | 下 村 正 樹 |
| 11番 | 岡 島 辰 雄 | 12番 | 野 志 昭   |
| 13番 | 西 川 弥三郎 | 14番 | 南 要     |
| 15番 | 亀 井 一二三 | 16番 | 高 井 悦 子 |
| 17番 | 白 石 栄 一 | 18番 | 石 井 文 司 |

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|             |         |             |           |
|-------------|---------|-------------|-----------|
| 市 長         | 吉 川 義 彦 | 助 役         | 岡 本 吉 司   |
| 収 入 役       | 吉 田 新之助 | 教 育 長       | 総 谷 裕 彦   |
| 特 別 参 与     | 安 川 義 雄 | 企 画 部 長     | 吉 川 弘 明   |
| 総 務 部 長     | 大 武 勇 吉 | 都 市 整 備 部 長 | 清 村 好 伸   |
| 産 業 建 設 部 長 | 石 田 勝 朗 | 市 民 生 活 部 長 | 杉 岡 富 美 雄 |
| 保 健 福 祉 部 長 | 田 宮 久 好 | 教 育 部 長     | 宮 西 清     |
| 水 道 局 長     | 西 川 正 一 | 消 防 長       | 北 川 武 雄   |

5. 職務のため出席した者の職氏名

|         |         |     |         |
|---------|---------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 飯 田 孝 彦 | 書 記 | 中 嶋 卓 也 |
| 書 記     | 井 上 理 恵 |     |         |

6. 会議録署名議員 6番 阿 古 和 彦 11番 岡 島 辰 雄

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

- |       |       |   |
|-------|-------|---|
| 日程第3  | 議第38号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて                           |
| 日程第4  | 議第39号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて                           |
| 日程第5  | 報第2号  | 葛城市土地開発公社の経営状況の報告について                                 |
| 日程第6  | 報第3号  | 平成17年度葛城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について                        |
| 日程第7  | 承認第1号 | 専決処分の承認を求めることについて<br>(葛城市税条例の一部を改正することについて)           |
| 日程第8  | 承認第2号 | 専決処分の承認を求めることについて<br>(葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて)     |
| 日程第9  | 承認第3号 | 専決処分の承認を求めることについて<br>(葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて) |
| 日程第10 | 承認第4号 | 専決処分の承認を求めることについて<br>(平成17年度葛城市一般会計補正予算(第6号)について)     |
| 日程第11 | 議第40号 | 葛城市税条例の一部を改正することについて                                  |
| 日程第12 | 議第41号 | 平成18年度葛城市下水道事業特別会計補正予算(第1号)の議決について                    |

開 会 午前10時00分

**亀井議長** ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、平成18年第2回葛城市議会定例会を開会いたします。

本日、平成18年第2回定例会が招集されましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会も、議員各位の格段のご協力によりまして、最後まで議会運営が円滑に進行できますようお願い申し上げます。

ここで報告事項を申し上げます。本定例会に提出する議案につき市長から送付がありました。提出議案は議事日程記載の日程第3から日程第12までの10議案であります。なお、議事の進行上、議案の朗読は人事案件のみとし、ほかの議案の朗読は省略いたします。

次に、監査委員から、例月出納検査結果について報告がありました。お手元に配付いたしております報告書により、ご了承願いたいと思います。

次に、今回提出されました意見書等につきましては、お手元に配付の会議日程の欄外に記載しておりますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

ここで吉川市長から、招集者としてのごあいさつを願うことにいたします。

市長。

**吉川市長** 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、葛城市議会平成18年第2回定例会の招集をお願いいたしましたところ、議員各位には、公私何かとご多用の中、全員ご出席をいただき、まことにありがとうございます。また、日ごろは葛城市政の推進のために、住民の先頭に立ってご活躍をいただいておりますことにつきまして、敬意を表しますとともに感謝を申し上げる次第でございます。

本定例会に付議いたします案件は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてほか9件でございます。

提案の都度、ご説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただきまして、適切なご決定をいただきますようお願いを申し上げまして、開会のごあいさつといたします。本日はご苦労さんでございます。

**亀井議長** これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、6番、阿古和彦君、11番、岡島辰雄君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、審議日程、審議方法について、議会運営委員会で協議願っておりますので、議会運営委員長より報告願います。

13番、西川君。

**西川議会運営委員長** 平成18年第2回葛城市議会定例会に当たり、去る6月5日に議会運営委員会を

開催し、諸事項につき慎重に協議いたしましたので、その結果についてご報告をいたします。

まず、議事日程及び審議方法でございますが、日程第3、議第38号及び日程第4、議第39号の2議案につきましては人事案件でございますので、一括上程し、その内容説明を受け、一括質疑を行い、委員会付託を省略し、一括討論を行い、1議案ごと採決をいたします。なお、人事案件につき、議案を朗読いたします。

次に、日程第5、報第2号及び日程第6、報第3号の2議案につきましては、報告案件でございます。1議案ごとの内容説明を受け、質疑を行います。

次に、日程第7、承認第1号から日程第10、承認第4号までの4議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受け、一括質疑を行い、委員会付託を省略し、1議案ごと討論、採決を行います。

次に、日程第11、議第40号及び日程第12、議第41号の2議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受け、一括質疑までを行い、各常任委員会に審査を付託いたします。なお、総務文教常任委員会には議第40号議案を、都市産業常任委員会には議第41号議案をそれぞれ付託いたします。

以上で1日目は散会いたします。

続いて、会議日程及び会期は、お手元に配付のとおりでございます。会期は本日6月14日から20日までの7日間といたします。15日午前9時30分から総務文教常任委員会、16日午前9時30分から都市産業常任委員会を開催し、付託案件を審査願います。19日9時30分から民生水道常任委員会協議会を開催願います、20日午前10時から本会議を再開し、各委員会に付託されました議案について、委員長より審査結果の報告を願います、質疑、討論の後、採決をいたします。

続いて、意見書案件は4件でございますが、お手元に配付のとおり、所管においてご協議を願います。

続いて、一般質問でございますが、通告期限であります本日午後5時までに議長へ提出願います。

なお、制限時間は、質疑、答弁を含めて1人60分であります。

続いて、その他の協議事項でございます。

まず、委員会の一般傍聴についてであります。傍聴は委員長の権限になっておりますが、開かれた議会を目指すその第一歩として、今定例会より、付託案件のある委員会に一般傍聴を導入いたします。具体的には、会期中の常任委員会、予算及び決算特別委員会において導入いたします。

次に、議会ホームページの充実についてであります。先ほど同様、開かれた議会を目指すに当たり、議会ホームページの充実は欠かすことのできないものであります。現在、市のホームページにおいて、簡単な議会の概要等を掲載しておりますが、今後本会議の会議録や、一般傍聴のために会議日程等について掲載してまいります。

次に、常任委員会等の視察研修についてであります。今年度は、全員研修を取りやめますので、視察研修の充実を各常任委員会でご検討願います。

次に、慶弔の内規についてであります。現在、正副議長と協議の上、作成したものを運用しており、引き続き現在のものを運用することといたします。

最後に、市議会議員への公文書の資料提供であります。個人情報保護、情報公開制度の観点から、今後のあり方を検討いたしておりましたが、今までどおり議員活動の一環として無料で提供いただくことになりました。ただ、その請求方法について結論が出ず、全員協議会に諮ることになりましたので、ご検討を願います。

以上、報告といたします。

皆様のご理解をお願い申し上げます。

**亀井議長** ただいまの運営委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日14日から20日までの7日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**亀井議長** ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日14日から20日までの7日間と決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの運営委員長からの報告のとおり、行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**亀井議長** ご異議なしと認めます。

よって、運営委員長の報告のとおり、議案審議を行うことにいたします。

これより議案審議に移ります。

日程第3、議第38号、日程第4、議第39号、以上2議案を一括議題といたします。

本2議案を事務局長に朗読させます。

**飯田事務局長** 命により、朗読いたします。

議第38号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、下記の者を候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求める。

記

住所 葛城市南今市●●●

氏名 吉川信也 昭和●年●月●日生

平成18年6月14日提出

葛城市長 吉川義彦

議第39号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、下記の者を候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求める。

記

住所 葛城市染野●●●

氏名 中井治幸

昭和●年●月●日生

平成18年6月14日提出

葛城市長 吉川義彦

以上です。

**亀井議長** 本2議案につき、提案者の説明を求めます。  
市長。

**吉川市長** ただいま議題となりました、議第38号及び議第39号につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、推薦をいたすことにつきまして、意見を求めるものでございます。

最初に、議第38号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございますが、本案につきましては、葛城市南今市●●●、吉川信也氏が任期満了となるため、引き続き吉川信也氏を推薦いたしたく、提案をするものでございます。

次に、議第39号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございますが、本案につきましては、葛城市染野●●●、中井治幸氏が任期満了となるため、引き続き中井治幸氏を推薦いたしたく、提案をするものでございます。

以上の2名につきましては、人格、識見ともにすぐれており、今任期中、大変熱心に専念をいただきまして、信頼も厚く、最適任者であると認めるところでございましたので推薦いたしたところでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

**亀井議長** これより質疑に入りますが、本2議案については一括質疑、一括討論とし、採決は1議案ごとに行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**亀井議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**亀井議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第38号議案を採決いたします。

本案について、諮問のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**亀井議長** ご異議なしと認めます。

よって、議第38号議案は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

次に、議第39号議案を採決いたします。

本案について、諮問のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**亀井議長** ご異議なしと認めます。

よって、議第39号議案は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

次に、日程第5、報第2号 葛城市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

本件につき、提出者の説明を求めます。

助役。

**岡本助役** 報第2号で上程になっております、平成17年度の葛城市土地開発公社の経営状況の報告でございませう。決算書に基づきまして、ご説明申し上げたいと思ひます。

2ページ、お願いいたします。

概要でございませうが、平成16年10月1日に新庄町、當麻町が合併いたしましたわけございまして、これを機に、葛城市の土地開発公社が設立されたということになるわけございまして、合併後1年半を向かえたわけございまして、初めての通年予算における決算ということになるわけございませう。本年度の事業収支につきましては、収益的収入で7億7,530万4,171円、収益的支出で7億6,869万4,273円、資本的収入で7億8,862万円、資本的支出で13億1,316万9,224円となったわけございませう。

17年度の主な取得事業につきましてご説明申し上げたいと思ひます。まず、新庄駅前通り線の事業用地、あるいは地方特定の道路整備事業用地、市道の疋田本線道路改良事業用地、市道の染野・新在家線道路改良事業用地、市道木戸八ノ坪・岩谷川線道路改良事業用地、笛堂ふれあい広場整備事業用地、白鳳中学校グランド拡張事業用地、新村公園整備事業用地、市道中道・諸楯線道路改良事業用地でございませう。取得面積につきましては、1万743.13平米でございまして、用地、補償費合わせまして5億2,251万462円でございませう。

次に、売却の事業内容でございませう。新庄駅前通り線の事業用地、地方特定の道路整備事業用地、多目的広場整備事業用地、笛堂ふれあい広場整備事業用地、新村公園整備事業用地、市道中道・諸楯線道路改良事業用地で、面積にいたしまして7085.02平米でございませう。土地の売却原価につきましては7億6,842万4,059円、土地の売却収益につきましては7億7,529万8,132円でございませう。なお、本年度の事業用資産総額につきましては13億5,705万884円となったわけございませう。

損益計算につきましては、事業総収益687万4,073円、事業損失27万214円、経常利益660万9,898円となったわけございませう。当期の純利益につきましては660万9,898円、準備金の合計につきましては5,940万7,693円となったわけございませう。

借入金につきましては、当期の増加高につきまして7億8,862万円、当期の減少高につきましては7億7,095万円となったわけございませう。期末残高につきましては12億6,914万円となったわけございませう。

次に、6ページをお願いいたします。

平成17年度の葛城市の土地開発公社の収支決算書でございませう。

まず、資本的収入及び支出でございませう。

収入の部で、事業収益で公有用地売却収益7億7,529万8,132円、事業外収益の受取利子で1,539円、雑収益で4,500円、収入合計につきましては7億7,530万4,171円でございませう。

次に、支出でございます。事業原価、公有地の売却原価でございます。7億6,842万4,059円でございます。

一般管理費につきましては27万214円、支出の合計につきましては7億6,869万4,273円でございます。

次に7ページで、資本的収入及び支出でございます。

収入の資本的収入につきましては、借入金で7億8,862万円、次に資本的支出でございます。公有地の取得事業費で5億4,221万9,224円、借入金の償還金で7億7,095万円、支出の合計につきましては13億1,316万9,224円となるわけでございます。

次に、4ページに戻っていただきたいと思えます。

平成17年度の開発公社の損益計算書でございます。期間につきましては、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの1年間でございます。

事業収益で、土地売却収益7億7,529万8,132円、事業原価で土地の売却原価につきましては7億6,842万4,059円、事業総収益につきましては687万4,073円でございます。一般管理費でございますが、27万214円でございます。

事業外収益でございまして、受取利子で1,539円、雑収益で4,500円、事業外収益の合計が6,039円でございます。

経常利益につきましては、660万9,898円、当期の純利益につきましては同額でございます。

次に、3ページお願いいたします。

葛城市土地開発公社の貸借対照表でございます。18年3月31日現在でございます。

まず、資産の部、流動資産、現金及び預金でございまして572万9,181円、代行用地で13億5,705万884円、流動資産の合計が13億6,278万65円、資産合計は同額でございます。

次に、負債の部でございます。

固定負債、長期の借入金につきましては12億6,914万円、未払い金につきましては2,923万2,372円、固定の負債合計につきましては12億9,837万2,372円、負債合計につきましては同額でございます。

次に、資本の部でございまして、資本金の基本財産いわゆる出資金でございまして500万円、準備金で前期繰越準備金につきましては5,279万7,795円、当期の純利益につきましては660万9,898円、準備金の合計につきましては5,940万7,693円、資本の合計につきましては、6,440万7,693円、負債、資本の合計につきましては、13億6,278万65円でございます。

なお、監事さんでございますが、平成16年度までにつきましては監事さん1人であったわけでございますが、17年度議会におきまして、まちづくり事業特別委員会を設置願ったわけでございますが、当開発公社の所管する委員会につきましては、まちづくり特別委員会であるわけでございますが、17年度から監事に委員長を選任させていただいたということで、ご理解を賜りたいと、このように思うわけでございますが、また、8ページに記載しておりまします審査報告でございますが、5月19日に1時半より4階の会議室で吉村、吉田両監事さんに審査を受けたわけでございますが、いずれも適正ということを確認いただきましたので、あわせてご報告申し上げたいと思えます。



以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**亀井議長** これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

17番、白石君。

**白石議員** 報第2号の平成17年度葛城市土地開発公社の経営状況の報告について、お伺いをしてまいります。

葛城市土地開発公社は、平成16年10月1日新庄町と當麻町が合併をし、葛城市の誕生に伴い、新庄町土地開発公社が葛城市土地開発公社に名称変更され、引き継がれてきたところがあります。ご承知のように、土地開発公社の役割は、先行取得した土地を最終的に葛城市等に売り払うなどの処分を行い、葛城市の秩序ある整備と、住民福祉の増進に寄与することです。ところが、13億5,705万円余の事業用資産総額の中には、合併以前に新庄町土地開発公社が取得をし、今日まで処分されずにきた資産、代行用地等が含まれております。南道穂71番地の4の南道穂用地や、南花内1番地の3の南花内用地などがそれに当たるわけですが、これらの用地の現在の管理、活用の状況について、また、今後の処分の見通しについて、説明を求めておきたいと思っております。

**亀井議長** 助役。

**岡本助役** 白石議員さんのご質問にお答え申し上げたいと思っております。

一応、南道穂なり南花内ということでご指摘があったわけですのでございます。南道穂につきましては、旧の南都銀行用地でございまして、一部倉庫として現在利用させてもらっておるわけでございます。また、南花内の方につきましては、前回のまちづくり特別委員会の中でも、できるだけ処分すべきものは早く処分せよと、こういうご指摘がされたわけでもございまして、この分につきましては、できるだけ早い時期に処分を検討してまいりたいと、このように考えておるわけでもございます。ほかの分につきましては、今ご質問のありましたように、一般会計に売却していくということでございまして、できるだけ事業を早く進める中で、執行してまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解賜りたいと思っております。

**亀井議長** 17番、白石君。

**白石議員** 助役から、今答弁いただいたわけでありましてけれども、ご承知のように、総務省や国土交通省の方針では、公社が購入した土地は自治体が5年以内に買い戻すことが望ましい、10年以上経過すると、用途や処分の再検討が求められる。このようにいわれています。さらに、当初の目的が果たせずに、長年にわたってその土地が放置されるということは、地価の下落、さらには金利の負担によって、公社、ひいては葛城市に大きな損失をかぶせることになるわけでもあります。今、助役の方から答弁されたわけでありましてけれども、例えば、助役が答弁された南道穂用地、南都銀行跡地でありますけれども、これは、健康福祉センターの建設のために取得したわけでもあります。ところが、もう既に健康福祉センターは北花内地内に設置をされているわけで、当初のその目的、用途が変わってきているわけですね。根本的にどのような事業に活用していくか、あるいは先ほど助役が言われたように、適切な手続によって

売却をしていくかということが迫られているわけですね。この間、新庄町の時代からこの件についてはお伺いをしてきているわけでありますが、遅々として進んでいないというのが現実であります。改めて助役に今後の具体的な見通し、活用、処分の見通しについてお伺いしておきたいと思います。

**亀井議長** 助役。

**岡本助役** 白石議員さんの再度の質問にお答え申し上げたいと思います。

白石議員さんご指摘のように、国の方では5年以内にとということで、方針を出されているわけでございます。我々といたしましても、5年以内に既に売却しているものが大半であるわけでございます。今ご指摘の南都銀行、あるいはまた南花内につきましては、いわゆる南都銀行のところにつきましては、駅前通り線の一部事業用地にかかっているというようなことございまして、その事業に充てていきたいと、このように思っておるわけでございます。

また、南花内につきましては、いわゆる県道の代替用地ということで取得した分でございます。この分につきましては、先ほど言いましたように、できるだけ早い時期に売却をしまいたいとこのように思っておるわけでございます。また、JRの新庄駅前通り線、この分もご指摘があったと思いますが、この分につきましては、今、JR東側でまちづくり支援事業をやっておるわけでございます。この事業の中で道路用地として取得したものでございます。その事業に充てていきたい、このように考えております。

以上でございます。

**亀井議長** 17番、白石君。

**白石議員** 具体的な処分について、あるいは活用について、明確な答弁がなかったわけでありまして。

新たな用途に事業用地として活用していく、さらにその用地そのものを売却していくということとともに、それらの用地、建物を地域住民が活用できる、こういう方法もあるのではないかとこのように思うわけでありまして。実際に適切な管理がされているというふうにも思いませんし、管理という面からしても、やはり早急な手だてが必要だということを申し述べておきたいと思います。

以上です。

**亀井議長** ほかに質疑はありませんか。

16番、高井君。

**高井議員** 今、概略については、白石議員の方からも質問がありましたので、その点につきましては避けさせていただきまして、今、助役の方から2ページ、開発公社の事業報告書ということで、ここで書かれている内容の数字が述べられたわけでありまして。平成17年の予算の時点で、いわゆる葛城市が明確にして、いわゆる事業明細として出ているのが、新庄の駅前事業でありますとか、地方特定道の問題、市道疋田本線の問題、市道染野、また、木戸八ノ坪、中道・諸鉄線、こういったものについては、きちっと当初の事業計画としてあったわけですね。それ以外の、開発公社の公有土地のいわゆる取得事業枠として5億円が設けられておりました。その5億円の枠の中での事業ということでされているんだらうなというふうには思うんですが、笛堂のふれあい広場でも、白鳳中学校の問題、公園整備事業用地と、こういったものが入っ

ているんだろうというふうに思うんですけども、この中で、笛堂のふれあい広場の事業、新村の公園整備、これらはそれぞれまちづくりの交付金事業でありますとか、緑の基本計画の中での位置づけの中で、当然用地を先行取得されているということでわかるわけですけども、この白鳳中学校のグラウンド拡張事業用地ということで上げられております、これは建設計画の中にあります武道館の建設にかかわるものなのかどうなのかということもあるわけですけども、これなどは、一般行政の中の部分ででも、何ら触れられていないものなんですね。こういったことの、いわゆる事業目的を明確にされて、報告がされていないということですよ、そういう意味で、こういう形でどんどん、いわゆる先行取得を進めていかれるということについて、私はちょっと疑問があるんです。少なくとも、このような、例えば白中のグラウンド拡張整備事業について、こういったものは所管の、少なくとも委員会なり委員長なりに事前に説明をされたり、そういったことがなされているのでしょうか。ちょっとその点、お伺いをしたいと。

それと、あと、これは去年の決算の報告のときにもお願いをしたわけですけども、例えば、新庄駅前通り線事業用地1,612平米、用地費はこうだと、6,400云々と書かれておりますけれども、これら全て1筆ではないわけで、何筆でどういう状況のもとでのものか、補償費についても実際には何の補償なのかということすら、これでは、一括で出されているんでわかりません。その点で、やはり、これは旧當麻町時代では、きちっと地目、そして地番、そして面積、購入価格、そうしたものも補償の内容についても非常に明細が繊細に報告があったわけですが、参考資料として。そういったものがなければ、これで言いましても、どこの何の事業なのかと、どういう用地なのかすら、駅前通り線だけじゃなくて、わからないわけです。この点で、前回も参考資料の提出をお願いいたしました。理事会で検討をしていただいたのかどうかということも含めて、なぜこういったものがつけられていないのかということ、改めてお伺いいたします。

**亀井議長** 助役。

**岡本助役** 高井議員さんのご質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、17年度当初のいわゆる計画と異なっておるといようなことが1点述べられておるわけでございまして、ご指摘の、いわゆる取得の目的につきましては、当初、ここに記載していない大畑東林寺線というのが予定されておったわけでございます。地元の問題等があったと思うわけでございますが、現実には購入をされていないということであるわけでございます。今5億のご指摘もあつたわけでございまして、一応当初、事業目的を、明確にあるものにつきましては事業目的にしておるわけでございまして、ほかに用地の購入が必要ということで、5億を組ませていただいたわけであるわけでございまして、その中で、笛堂ふれあい広場につきましては、いわゆる代替用地の取得ということでございます。また、白鳳中学校につきましては、この分につきましては、当時の正副議長さんなり所管の委員長さんに協議をさせていただきました。一応、将来的に、いわゆる白中のグラウンドの拡張用地として取得をしたいということを相談申し上げて、購入させてもらったと、こういう経過があるわけでございまして、今現在は職員の駐車場として使用させてもらっていると、こういうこと

でございます。また、新村の公園事業用地、この分につきましても、代替用地でございます。こういうものにつきましては、既に当該年度で売却いたしておるということであるわけでございます。この売却につきましても、1つ疋田本線が当初に入っておったと思うわけでございますが、この分につきましても買収できなかったということで、売却の中には入っていないと、こういうことであるわけでございます。

いわゆる16年度の決算ということでご指摘があったわけでございます。公社につきましては、議会にいわゆる報告事項ということになっておるわけでございます。この17年度につきましても、事前にまちづくりの特別委員会でご審議を願って、内容等をご説明させていただいておるということであるわけでございます。今あえて場所等をお聞きであれば、新庄駅前通り線につきましては、いわゆる●●●●さん、あるいはまた●●●●さん、あるいは24号のいわゆる●●●●さん、あるいはもう1件●●●●さんということの中での用地なり、建物の補償が入っておるわけでございます。地方特定道路につきましては、この関連する水路の用地ということになっておるわけでございます。

また、疋田本線につきましては、いわゆる疋田地内の2件の土地の買収でございます。染野・新在家線につきましては、これも4件であったと思います。木戸八ノ坪につきましては、大字木戸の墓地があったと思うんですが、その周辺の道路ということであるわけでございます。

それと、また明細等につきまして個々にご質問いただきましたら、また詳しくご説明申し上げたいと、このように思っております。

**亀井議長** 16番、高井君。

**高井議員** それぞれ事業の、どこで幾らの筆数がありますとかいうことで、口頭でいただいたわけですが、それではほんまに理解できるものではないんです。特に當麻の人間にとってみたら、それは新庄の方も一緒だと思うんですが、それぞれの地名を言われてもなかなかわからないものでして、そういった点で、きちっと整理されたものとして、参考資料として掲示をお願いしたいということなんです。今言っていたのは、それはそれでありがたいんですが、といいますのは、やはり当初はきちっとした事業目的を持って、代替用地として購入ということになっているわけですが、やはりこれまでの経緯を見ますと、長い間かかっての中で、当初の事業目的は達成されたのに、その地はそういう状態で置いていると。ひいてはこれは公社にとっても、また、地域住民にとっても負担をかけることになるというものにつながるということの中で、やはり事業目的を明確にし、という点で、私はそれぞれ出していきたいと。

それとあわせて、やはり今、土地開発公社をめぐっては、全国的にも、また奈良県下でもこの塩漬け土地の問題以外にも、やはり有権者、議員であるとか、さまざまな権力を持つ人たちの仲介であるとか口添えであるとか、いろいろな問題が奈良市でもそういうことが問題になったわけですよ、そういうことがあります。そういうことがありますので、やはりそれぞれの事業取得をした中身について、別に個人名まで出せということではなくて、やはりきちっとした、だれが見ても整合性の持てる用地取得であったかとかという点を、やはり明

確にしてほしいというふうに思います。これは議会に対しての報告ということだけですが、やはり今、大きなそういう問題が全国的にもある中ですので、やはり葛城市としても身ぎれいにしながら、オープンにしながらやっていくということが私は必要であるというふうに思いますので、ぜひこの点をお願いをしたいというふうに重ねて申し上げておきます。

それと、この年度から監査ですね、監事をまちづくりの特別委員会委員長の吉村氏を選任されたということで、これまで1人監事ということの中から、2人にするという事なんでしょうけれども、今、時代の流れ、先ほど言いましたような、さまざまな疑惑を持つ行為が、やはり開発公社を中心に起こることが多いと言われている中で、外部監査の必要性というのは、確かにあると思います。一般行政の中でも外部監査の導入ということがなされているわけですので、その点についてのお考え、お伺いをいたしたいと思います。

**亀井議長** 助役。

**岡本助役** 高井議員さんの再質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、公社の問題でいろいろご心配をいただいておりますけれども、確かに、塩漬けとまでいきませんが、目的を持って購入して、できるだけ早く売却をしていく、これは基本的なことであるわけでございまして、旧の新庄町の時代から、そういう格好でやらしてもらっておると。たまたま今、白石議員さんご質問の中に3件ほどはそういう分があるわけでございます。できるだけ早く処分すべきは処分していきたいと、こういうふうに考えておるわけでございます。

また、参考資料ということでございまして、一応、申し出があれば、提出させていただきたい、こういうふうに思っておるわけでございます。

また、監査のことでお聞きになったわけでございまして、いわゆる定款の中の6条の中で、監査委員が2名以内ということで決められてもらっておる。旧の新庄の場合、慣例によりまして、いわゆる財団法人の開発につきましては、議員さんの中で監査委員が出てもらったというわけでございまして、両公社があったわけでございまして、監査につきましては、財団、あるいはまた公共ということで受けておったと。たまたま財団が解散いたしましたわけでございまして、公共の公社だけになったわけでございます。先ほどご説明いたしましたように、16年度につきましては、いわゆる収入役が1人ということであったわけでございますけれども、監査委員さんからもご指摘があったように、できるだけ複数でということであるわけでございまして、その中で、いわゆる議会にも関係しますので、その所管するまちづくりの委員長さんになっていただきたいと、こういう見方でさせてもらったと思うわけでございます。議員さんにつきましても、いわゆる住民の代表の方であるわけでございまして、詳細に監査をしてもらっておるということになるわけでございますので、ご理解賜りたいと思います。

**亀井議長** 16番、高井君。

**高井議員** いろいろ質問させていただきました。お答えいただきまして、特に公社をめぐる不正、また疑惑というのは、後を絶たないわけです。やはり外部監査で透明性を高める、そしてやはり新しい視点で、その経営状況を見ていく、その姿勢をぜひ持っていただきたいというふうに思います。

亀井議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

なお、本件は法の規定により、報告のみでございますので、ご了承願います。

次に、日程第6、報第3号 平成17年度葛城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

吉川市長 ただいま議題となりました報第3号 平成17年度葛城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本報告案につきましては、平成18年3月の議会におきまして、一般会計補正予算で繰越明許費の設定をいたしました。道路改良事業の3事業及びまちづくり交付金事業につきまして、翌年度へ繰り越すべき額が決定をいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

亀井議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

なお、本件は法の規定により、報告のみでございますので、ご了承願います。

次に、日程第7、承認第1号から日程第10、承認第4号までの4議案を一括議題といたします。

本4議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

吉川市長 ただいま議題となりました承認第1号から承認第4号までの4件につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、葛城市税条例の一部を改正することについてでございます。今回の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成18年4月1日に施行されましたことに伴います条例改正となっております。

改正の主なものにつきましては、個人の住民税につきましては、低所得者の税負担を考慮しておりますが、今回、生活扶助基準額の引き下げによりまして、均等割及び所得割の非課税限度額の引き下げを行うものでございます。

また、固定資産税の住宅用地、非住宅用地につきましては、その土地の新しい価格に比べまして、これまでの税負担が低い土地につきましては、評価額の5%分を前年度の課税標準額に加える方式となっているものでございます。また、家屋につきましては、昭和57年1月1日以前に建てられた住宅を、一定の耐震改修工事を実施された場合につきましては、固定

資産税が減額となるものでございます。具体的には、耐震改修時期が平成18年1月1日から、平成27年12月31日までの間で改修工事が完了した年に応じまして、税額を最大3年度分、2分の1を減額する内容の改正となっております。

なお、条例の施行期日につきましては、地方税法の一部改正に合わせまして、平成18年4月1日から施行したものでございます。

次に、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてでございます。葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてでございます。今回の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成18年4月1日に施行されましたことに伴います条例改正となっております。

改正の主なものにつきましては、介護給付費の増加が見込まれる中におきまして、介護納付金の課税最高限度額を8万円から9万円に引き上げを行うものでございます。また、平成17年1月1日現在で65歳以上の方に対しまして、公的年金等控除の見直し及び高齢者控除廃止に伴います所得金額増加分につきまして、平成18年度、平成19年度と、段階的に本来負担すべき税額に移行できるように、緩和措置を図る改正となっております。

なお、条例の施行期日につきましては、地方税法の一部改正に合わせまして、平成18年4月1日から施行するものでございます。

次に、承認第3号 専決処分の承認を求めることにつきましては、葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについてでございます。今回の改正につきましては、非常備消防団員等に係ります損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、平成18年4月1日に施行されたことに伴います条例改正となっております。改正の主なものにつきましては、最近の社会経済情勢にかんがみまして、消防団員等の補償基礎額の引き下げを行うものでございます。

なお、条例の施行期日につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に合わせまして、平成18年4月1日から施行したものでございます。

最後に、承認第4号 専決処分の承認を求めることにつきましては、平成17年度葛城市一般会計補正予算（第6号）についてでございます。今回の補正につきましては、体力づくりセンターの運営収益金が確定をいたしましたので、体力づくりセンター整備基金227万5,000円を積み立てる追加補正でございまして、歳入歳出予算の総額を歳出歳出それぞれ133億8,872万1,000円とするものでございます。

なお、本補正予算につきましては、平成18年3月31日付をもちまして専決処分をしたものでございます。

以上、報告し、承認を求めるものでございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

**亀井議長** これより質疑に入りますが、本4議案については一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行います。

質疑はありませんか。

16番、高井君。

**高井議員** 葛城市税条例の一部を改正することについての質疑をさせていただきます。

今、市長の方から概略の説明を受けたわけですが、これ自体非常に長い条文であります。そういうことですので、全部ということではなかなかと思いますので、特にこの中で住民生活にかかわる部分での変更内容、影響額等がわかりましたら、説明をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

**亀井議長** 総務部長。

**大武総務部長** ただいま、16番、高井議員さんからのご質問でございます。

税条例の関係につきまして、若干の補足とそれと影響額、これの説明をさせていただきますと思います。

まず、お手元の議案の中で7ページでございますが、頭のところに第24条2項中となっております。いわゆる17万6,000円が16万8,000円と改めるということでございます。これにつきましては、個人の市民税の均等割の改正でございます。生活の扶助基準額が引き下げられたことに伴いましての非課税限度額、これを8,000円の引き下げでございます。

これに伴いましての市民の影響ということでございます。まずこの8,000円の枠内に当てはまる方が約10人程度おられます。均等割の税額が3,000円でございますので、10人掛ける3,000円ということで、約3万程度の税の増収ということでございます。

それと、下から8行目のところに附則第5条というのがございまして、35万を32万にということがございます。これにつきましては、所得税の非課税の範囲でございます。これは所得割の分でございます。これが3万円引き下げがございまして、これの影響でございますが、約16人程度の方が該当してくるかと思います。その影響額でございますけれども、約4万円程度、これの増収ということになるかと思えます。

それと2点目でございますが、7ページの下から2行目のところでございます。法附則16条8項ということでございます。これにつきましては、耐震制度でございまして、新たな耐震の促進税制が創設されたということでございます。57年1月1日までに建築されていた住宅で、30万円以上の耐震改修をされた場合、これにつきましては、1戸当たり120平米相当分までが、改修家屋全体に係る固定資産税額の2分の1の減額がされるということでございます。この期間は、先ほどの市長の説明にございましたように、3年、2年、1年というふうな形でございまして、早く改修されるほど、減額の期間が長くなると、こういった仕組みになっております。これにつきましては対象の家屋でございますけれども、57年1月1日以前の棟数でございます。9100棟ございまして、所有者の方は4,000人程度おられるということでございます。

それと最後の3点目でございますが、8ページの下から4行目でございます。この部分につきましては、宅地に係ります固定資産税の負担調整措置の特例ということでございまして、非住宅用地におきましては負担水準が10%を超える場合は、70%を課税標準とすると。また、住宅用地につきましては、80%以上の場合は前年度の課税標準額に据え置くというふうなことでございまして、今回課税標準額である税額を求める際の計算方法が変わりまして、従来



は前年度の課税標準額に一定の負担調整率を掛けておりましたが、今回からは、評価額に5%を乗じるというふうな形になってまいりました。負担の調整を図る速度が早まったということでございます。それで、これに係ります影響でございますけれども、300万円程度の増ということを見込んでおります。

以上でございます。

**亀井議長** ほかに質疑はありませんか。

17番、白石君。

**白石議員** 承認第2号で、専決処分の承認を求められています。葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて、若干の質疑を行いたいと思います。

まず、第2条第3項及び第11条第1項中の介護納付金課税額の限度額を、8万円から9万円に改正をされておりますが、本改正に伴う賦課対象者並びに課税額等の影響について説明を求めておきたい、このように思います。

次に、公的年金等控除の縮小、さらに老年者控除の廃止による国民健康保険税の負担増に対する平成18年度、平成19年度の2年間の経過措置について伺ってまいります。

この経過措置に基づいて、附則第6項、附則第7項、附則第8項、附則第9項が新たに付け加えられています。まず、18年度、19年度の公的年金等所得に係る国民健康保険の減額の特例による影響額、さらにそれぞれの法定軽減制度の中身の変化、影響についてお伺いをしておきたい、このように思います。

次に、同じく平成18年度、平成19年度の2年間の経過措置がとられています。国民健康保険税に係る所得割額の算定の特例についてであります。それぞれの年度における影響額について、お伺いをしたいと思います。

**亀井議長** 市民生活部長。

**杉岡市民生活部長** それでは、白石議員さんのご質問に対してお答えさせていただきたいと思います。

まず、第2条3項の介護納付金に対します限度額、8万円から9万円に引き上げになった部分の影響額でございます。全体の限度額超過額、18年度課税ベースにいたしまして、約210名の方々がそれぞれ最高限度額の超過でございます。このうち、8万円でございます対象につきましては、84世帯の方が限度超過になるわけでございまして、9万円につきまして1万円引き上がりますと、67世帯に減じると、17世帯の方が減少するために、大体1万円ということでございますが、現実的にはその2分の1が課税の対象と、増収としまして約8万5,000円、これを増収ということでございます。

続きまして、軽減判定のご質問であったかと思っております。ご存じのように、公的年金控除が所得税法の改正によりまして、140万円から120万円に減額された20万円分の軽減判定の減少を、まず18年度では7万円、19年度では6万円、そして3年目には本則の20万円ということで、緩和措置をとられておるわけでございますが、軽減判定につきましては、ことし3月、いわゆる、6割軽減、4割軽減から7割軽減、5割軽減、3割軽減に改正されておるわけでございまして、システム上、現実には幾らかと、課税額を決めることにつきましては、若干コンピューター等のシステムの問題上、計算できないわけでございます。全体的には課税額、

1,500名に対しまして、その影響を受けられる方は、約5%の方がこれに対して該当されるということでございます。税額につきましては、軽微なことでございますので、新たな費用をかけまして、システム変更をする手間がございませんので、その程度の改造にさせていただきます。

続きまして、公的年金控除にかかわります課税の影響額ということでお答えさせていただきます。

所得税法の改正につきましては、ただいま説明させていただきましたように、本則では140万円から120万円に控除額が減額されました関係上、1人当たりといたしまして1万2,400円の増税になりまして、本来ならば、全体といたしまして1,734万3,000円の増税になるわけですが、今回の地方税法によりまして、ただいま説明させていただきますように、3年間にわたります課税の緩和措置がとられておる関係上、本則よりも18年度におきましては、1人当たり4,340円の増税と、1万2,400円であるわけですが、4,340円の増税に抑えさせていただきますと、対象者が1,406人で、その影響額は610万の増収ということになるわけですが、改正がない場合につきましては、1万8,060円の本則よりも減額をさせていただきますと、課税額といたしましては、1,133万5,000円程度の今回の緩和措置ということでございます。19年度につきましては、同じく1人当たり8,060円に対します増税ということで、影響額といたしましては、1,133万5,000円の増額ということでございます。また、本則の所得税法の改正によりまして、この改正がない場合でしたら、本則よりも4,340円の減税でございますと、トータルでいたしまして、19年におきましては、610万円の減税措置をさせていただきますと、ということでございます。

以上でございます。

**亀井議長** 17番、白石君。

**白石議員** 部長の方からご答弁をいただきました。この間、65歳以上の高齢者に対して、地方税法の改正によって大幅な税負担が押しつけられてきました。その影響が国民健康保険税にも及ぶということで、政府としてもこれに対応せざるを得ないという形で、法定軽減制度に対する措置、並びに公的年金控除の、その20万円に対する2年間の経過措置をして、激変緩和をするという措置がとられたわけでありまして。しかし、これはあくまでも2年間の経過措置であって、先ほど来部長が説明されたように、平成20年には1人当たり平均で1万2,400円もの負担増になるわけでありまして。確かに2年間にわたって軽減されるけれども、きちっと本則どおりにこれから大きな負担がかけられ、減税の中止を含めて、大きな影響が及ぼされるということが明らかな数字になっています。残念ながら、この法定軽減制度の経過措置については、本来15万円のところを平成18年度は13万円を上乗せして28万円、19年度では15万円に7万円を上乗せして22万円という形で、段階的に引き上げていくという措置がとられているわけでありましてけれども、これらについては、本市においてはその影響について、残念ながら把握できないということでありまして。軽微な内容だということでありまして。

いずれにしても、国そのものは地方税法の改正によって、国民健康保険税に大きな影響を与えるということを認めた内容のものであって、我々としては認めがたいものと言わざるを得ない

得ない。ご承知のように平成18年度の3月の議会で、国民健康保険税の引き上げをしたところであります。そういう意味では、高齢者に対する重たい負担が、この条例改正によって押しつけられるということについては、今後の国民健康保険事業の運用に十分留保をしていく必要があるのではないかというふうに思います。その点については、ぜひこの所管のところにおいて、お願いをしておきたいというふうに思います。

以上であります。

**亀井議長** 休憩いたします。

11時半から。

休 憩 午前11時12分

再 開 午前11時30分

**亀井議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

16番、高井君。

**高井議員** 一括質疑ということですので、消防団員等公務災害補償条例の一部改正のこの部分について、質疑させていただきたいと思います。

非常勤消防団員の公務災害に対する補償基礎額の引き下げですね。介護補償等、一連の補償額の引き下げということで、それぞれ数字が上げられておりますけれども、消防団員の階級でありますとか、勤続年数によってもこれは違いがあるというふうに思いますので、現行と、それとこの改正後でどういうふうになるか、できたら具体事例がありましたらお教えいただきたいというふうに思います。

それと、近年でこの対象となるような事故の発生というのはどうなのかという点、それと大字自警団、住民の協力者、こういったものもその対象になるのかどうだったのか、ちょっとその辺を教えていただきたいと思います。

**亀井議長** 消防長。

**北川消防長** ただいま高井議員さんのご質問にお答えいたしたいと思います。

まず、今回改正になっております、補償基礎額でございますけれども、先ほどのとおり、階級と勤務年数によってそれぞれの額が定められております。補償基礎額の引き下げによる具体的な影響額ということでございますけれども、例えば、妻と子供2人いる10年未満の団員さんを仮定した状態で試算いたしたいと思います。災害現場でこういった状態によって、負傷したことによって、60日間の療養あるいは休業をした場合、補償基礎額につきましては記載のとおりでございますけれども、現行の9,850円から9,633円、217円が減額になるわけでございます。これが一応のベースでございます。療養補償費以外に、休業をした60日間の試算でございますけれども、休業補償費といたしまして、補償基礎額、これに100分の60に相当する金額を加えまして、それに60日間の休業分を乗じますと、34万6,800円になるわけでございます。それから、それに加えて休業援護金の支給がございまして、その補償基礎額に100分の20に相当する金額を60日間の休業に乗じまして、11万5,560円に相成るわけでございます。改正前の支給金額につきましては、その合計が47万2,800円でございますけれども

も、改正後につきましては46万2,360円で、その差し引き1万440円の減額、こういった状態になるわけでございます。

それから、2つ目でございますけれども、今までにそういった団員さんの事例があるやなしや、こういった質問でございますけれども、消防本部がこういった事務を受け持ちますのは、市制後でございますので、市制後そういう災害活動によりまして団員さんが負傷されたといった事例に関しましてはございません。

それから、最後に自警団等の協力者の問題でございますけれども、消防団員さん以外に、一般市民の方全てを対象にしておるわけでございます。

以上でございます。

**亀井議長** ただいまの質疑でございますが、議員諸氏に申し上げます。

本4議案については一括質疑となっておりますので、ただいま認めましたが、4議案について、当初の質疑で一括にお願いしたいと思うわけでございます。

討論、採決については1議案ごとに行いたいという趣旨で理解を願いたいと思います。ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**亀井議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより承認第1号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

16番、高井君。

**高井議員** 葛城市税条例の一部を改正することにつきまして、反対討論をさせていただきます。

国の地方税法改正を受けての市税条例の一部改正であります。平成18年度の地方税の改正、国全体のものでございますけれども、三位一体改革の一応の区切りの年度として、1つとしては、約3兆円の税財源の移譲の問題、定率減税の廃止の問題、そして、固定資産税の負担調整措置の強化という内容が、全体的な地方税法の中で含まれているものであります。この専決処分となっております条例改正では、第24条第2項では生活扶助費が引き下げられたことを受けて、個人住民税、均等割非課税限度額が引き下げられ、附則第5条1項では所得割額の限度額の引き下げが行われる。これによりまして、これまで非課税だった人が課税となっていくという状態が生まれるわけであります。この部分に該当して影響を受ける人というのは、数字を伺った限りではそう多くないようですが、低所得者層への課税強化となることは間違いないというふうに思います。

次に、附則第16条第8項では、昭和56年以前に建てられました家屋を対象にした、耐震改修工事を行った場合、一定期間、固定資産税を半分に減額するというもので、耐震、地震対策の促進として、不十分ではありますけれども評価される内容でありますので、この点について、住民の方々によくわかるように周知をしていただくことを求めたいというふうに思います。

また、附則第12条では、土地の固定資産税の負担調整措置を強化されております。土地価格は下がっているのに、上がり続ける固定資産税という実感をさらに強めることになるので

はないかというふうに思います。現在、負担調整措置は評価額と課税標準額の格差が大きい土地に対して行われております、この措置を簡素化し、均衡化を促進するという名目で、一層の負担増加となるものだというふうに思います。

葛城市の場合は、負担水準が既に、かなり上がっているんだろうなというふうに思います。そういうことから、300万円程度の増加、増税というふうに試算されておりますけれども、特定市街化区域農地も適用されることから、合併後の経過措置の税額に、本当に心配の声もあるのも事実であります。

以上、国の地方税法改正による条例改正ではありますが、住民の苦しい生活実態が改善されていない中での課税強化ということで、反対をいたします。

以上です。

**亀井議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**亀井議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

承認第1号議案を採決いたします。

本案を承認することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**亀井議長** 起立多数であります。

よって、承認第1号議案は原案のとおり承認されました。

これより承認第2号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

17番、白石君。

**白石議員** 承認第2号の葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて、反対の立場から討論を行います。

本条例の改正は、第164国会における地方税法の改正により、公的年金控除の縮小、高齢者控除の廃止による負担増を段階的に引き上げる、激変緩和措置がとられたものであります。が、しかし2年間の経過措置でございます。負担の軽減がなされるとはいえ、公的年金等控除の縮小に伴う平成18年度の負担増は全体で600万円、有所得者1人当たり4,300円の負担になります。平成19年度は1,100万円、1人当たり8,000円の負担増となり、平成20年度には、縮小された20万円の影響額で1,700万円の負担増となり、1人当たりの負担も1万2,400円にもなるのであります。葛城市はさきの3月定例会において、国保税の大幅な改定を行い、平均2人世帯で17.6%、3万1,100円もの引き上げが行われたところであり、順法改正とはいえ、これ以上の負担増は国保加入者、とりわけ高齢者世帯の暮らしと健康に深刻な影響をもたらすことは明らかであり、賛同できないものであります。

以上、討論を終わります。

**亀井議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**亀井議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

承認第2号議案を採決いたします。

本案を承認することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

亀井議長 起立多数であります。

よって、承認第2号議案は原案のとおり承認されました。

これより承認第3号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

16番、高井君。

高井議員 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することにつきまして、反対の立場で討論をします。

先ほど質疑の中で、具体的な数字をもってお示しをいただき、よりよくわかったところがあります。ここ数年来、毎年のようにこの補償基礎額などの減額が行われているわけであり、条例で定められている補償基礎額そのものが、労働災害、こういったものと比べますと非常に不十分な補償内容であります。常備消防の役割とともに、非常勤消防団、また自警団等安全・安心な地域づくりに果たしていただいております役割は非常に大きなものであります。やはりそれに見合った、万々が一のときの適切な補償というものは用意されなければならないというふうに思います。

以上、政令の改正に伴っての一部改正ではありますが、今でさえ不十分な補償内容、それをさらに引き下げるという点で、賛成できないものであります。

以上です。

亀井議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

承認第3号議案を採決いたします。

本案を承認することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

亀井議長 起立多数であります。

よって、承認第3号議案は原案のとおり承認されました。

これより承認第4号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

承認第4号議案を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

亀井議長 ご異議なしと認めます。

よって、承認第4号議案は原案のとおり承認されました。

次に、日程第11、議第40号、日程第12、議第41号、以上2議案を一括議題といたします。  
本2議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

**吉川市長** ただいま議題となりました議第40号及び議第41号につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議第40号 葛城市税条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、地方税法の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして行う条例改正でございます。

改正の主なものにつきましては、たばこ税につきまして、平成18年7月1日から税率が改正されまして、1,000本につき旧3級品で152円、旧3級品以外では321円の引き上げとなります。また、所得税から源泉移譲に伴います個人市民所得税率を現在は3%、8%、10%の累進税率でございますが、これをフラット化をいたしまして、6%の比例税率とするとともに、個々の納税者の負担が変わらないように、所得税と個人住民税の人的控除の差に基づきます、負担増調整の減額措置を行うものでございます。また、地震災害時におけます将来的な国民負担の軽減を図るとの観点から、個人住民税の所得控除におきまして、損害保険料控除を改正し、地震保険料控除を設ける改正を行うものでございます。

次に、議第41号 平成18年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,420万円の追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億4,320万円とするものでございます。補正の内容につきましては、既に借り入れております公営企業金融公庫資金につきまして、低利の資金に借りかえるための追加補正でございます。

以上でございます。よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

**亀井議長** これより質疑に入りますが、本2議案については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**亀井議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第40号議案は、総務文教常任委員会に、議第41号議案は都市産業常任委員会にそれぞれ付託し、審査願います。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、お手元の日程表のとおり6月20日午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

なお、15日午前9時30分から総務文教常任委員会、16日午前9時30分から都市産業常任委員会が開催されますので、各委員の方は日程表の日時に付託議案の審査をよろしく願います。

また、19日午前9時30分から民生水道常任委員会協議会が開催されますので、委員の方は

よろしくお願ひいたします。

皆様方には早朝より慎重にご審議賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午前11時49分